

市内重度訪問介護事業所 管理者 様
市内特定相談支援事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

重度訪問介護における宿泊を伴う外出の取扱いについて

平素より、札幌市の障がい福祉行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
標記の件につきまして、下記のとおり取扱いの一部が変更となりますので通知します。
貴事業所の関係職員にご周知下さいますようお願いいたします。

記

1 変更部分

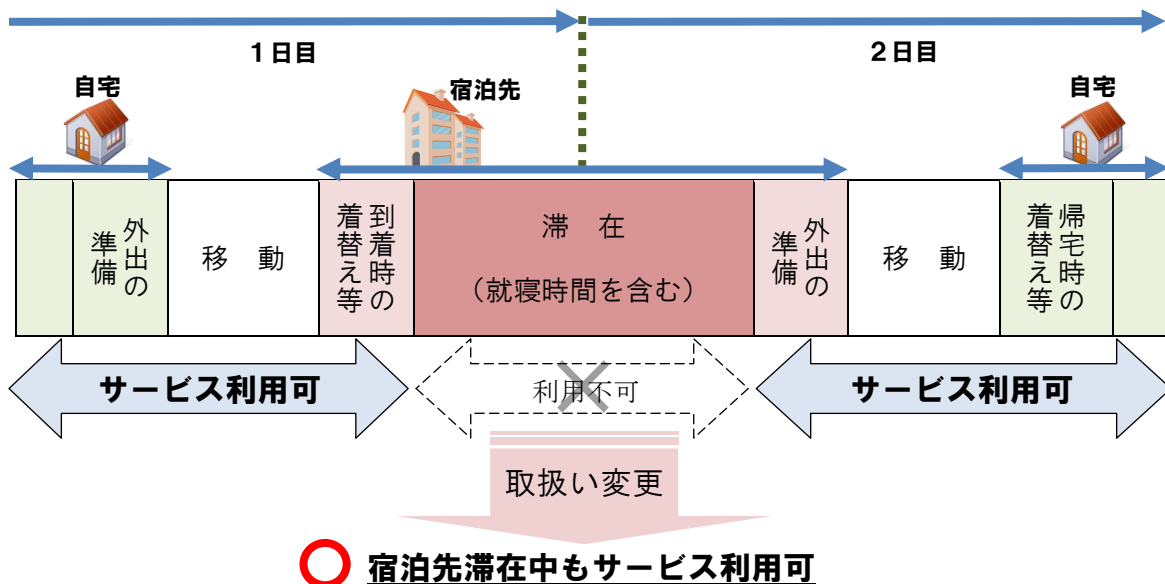
(1) 従前の取扱い

旅行など宿泊を伴う外出時の宿泊先における介助は、外出準備に係る介助に限定し、重度訪問介護の利用を可能とする。

(2) 今後の取扱い

旅行など宿泊を伴う外出時の宿泊先における介助は、居宅内における介助範囲と同様とし、重度訪問介護の利用を可能とする。

【1泊2日の例】



2 本取扱いの適用日

平成 27 年 4 月 1 日以降のサービス提供分から適用する。

3 その他連絡事項

(1) 重度訪問介護以外のホームヘルプサービスについて

常時介護を要する重度訪問介護の利用者については、宿泊先においても、当然に居宅内と同様の介助が必要となることを踏まえ、取扱いを変更するものであり、重度訪問介護以外のホームヘルプサービスについては、従前どおりの取扱いとし、変更はないものであること。

(2) ヘルパーの宿泊費について

帯同するヘルパーの宿泊費については、出発地から目的地までの移動に要する交通費と同様、利用者に対し支払を求めることができる。ただし、利用者求める金額等について記載した書面を利用者に交付し、同意を得る必要があることに留意すること。

【保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課給付管理係（TEL211-2938）】